

II 州の一般的な財政援助からの 宗教機関の除外と信教の自由

——Trinity Lutheran Church v. Comer, 137 S. Ct. 2012 (2017)——

1 事実

ミズーリ州天然資源局 (Department of Natural Resources) は、廃タイヤの再生ゴムを購入して運動場を舗装する公立および私立の教育機関などに対し、その費用を (上限20,000ドルまで) 償還するプログラムを策定し、これに応じて、Trinity Lutheran Church は、その運営する併設の幼児教育施設のために、当該補助金を申請したが、州当局は、「いかなる公金も、直接的であれ間接的であれ (directly or indirectly)、教会 (church)、宗派 (sect or denomination of religion)、または、聖職者 (priest, preacher, minister or teacher thereof) の援助のために、これを支出してはならない」と規定する州憲法第 1 条 7 節——州憲法上の国教樹立禁止条項 (establishment clause) ——に基づき、当該申請を却下した。

そこで、本件教会は、州天然資源局長を相手取り、かかる州当局の施策につき、合衆国憲法修正第 1 条にいう宗教の自由な実践条項 (Free Exercise Clause) などに違反するとして、その確認判決、および、当該補助金の対象からの本件教会の除外を禁じる差止命令を請求すべく、提訴した。

第 1 審判決は、とりわけ、合衆国最高裁の先例たる 2004 年の *Locke v. Davey*⁽¹⁾——ワシントン州が、公立大学および私立大学 (宗教系の大学を含む) の学生に対する奨学金プログラムから、(本件と同様の) 州憲法上の国教樹立禁止条項に基づき、聖職者養成を目的とした神学を専攻する学生を除外したことについて、宗教の自由な実践条項などに違反しないとされた事例——に依拠して、本件請求を退け、控訴審判決も、これを支持したが⁽²⁾、合衆国最高裁は、本件教会によるサーシオレイライの申立てを受理した。

(1) 540 U.S. 712 (2004) (Rehnquist 首席裁判官による法廷意見に、Stevens, O'Connor, Kennedy, Souter, Ginsburg, Breyer の各裁判官が同調)。

(2) *Trinity Lutheran Church v. Pauley*, 976 F. Supp. 2d 1137 (W.D. Mo. 2013), *aff'd*, 788 F.3d 779 (8th Cir. 2015)。

2 争点

本件では、州が、公立および私立の教育機関の運動場のゴム舗装費を補助するプログラムから、州憲法上の国教樹立禁止条項に基づき、教会附属の幼児教育施設を除外したことについて、主として、宗教の自由な実践条項に違反するか否か争われた。

なお、本件教会を当該補助金の対象としても、合衆国憲法修正第1条にいう国教樹立禁止条項 (Establishment Clause) ——以下、単に国教樹立禁止条項というときは、連邦憲法上のそれを指す——には違反しない、との州側の主張により、この問題は、当事者間では争われなかった。

3 判決

本判決——以下、Trinity 判決という——で、Roberts 首席裁判官の法廷意見 (Kennedy, Thomas, Alito, Kagan, Gorsuch の各裁判官が同調) は、州当局の本件施策を、宗教の自由な実践条項に違反するものとして、原判決を破棄し、本件を原審に差し戻した。

4 判決理由

1993年の Church of the Lukumi Babalu Aye v. City of Hialeah⁽³⁾ で確認されたように、「宗教の自由な実践条項は、『信仰者を不平等な扱い (unequal treatment) から保護するものである』以上、『宗教的地位 (religious status)』を『特別な欠格事由』とする、宗教を狙い撃ちする法律 (laws that target the religious) は、最も厳格な審査 (the strictest scrutiny) に服せしめられる」⁽⁴⁾。

この「基本原理」により、当法廷は、1978年の McDaniel v. Paty⁽⁵⁾ で、「宗教的個性 (religious identity) を理由にして、一般的に利用可能な便益 (generally available benefit) を否認することは、……『最高度の (of the highest order)』政府利益でしか正当化されない」と判示したし、また、1947年の Everson v. Board of Education⁽⁶⁾ でも、「[[政府] は、個人 (individual[s]) を、

(3) 508 U.S. 520 (1993) (サンテリア教の宗教儀式での屠殺のみを禁止しようとした条例が、宗教の自由な実践条項に違反するとされた事例)。

(4) *Trinity*, 137 S. Ct. at 2019 (quoting *Lukumi*, 508 U.S. at 533, 542)。

(5) 435 U.S. 618 (1978) (聖職者の地位を州議会議員の欠格事由とする州憲法が、宗教の自由な実践条項に違反するとされた事例)。

(6) 330 U.S. 1 (1947) (公立学校ないし私立学校 (宗教系の初等・中等学校を

……信仰または不信仰 (faith, or lack of it) を理由にして、公的福祉の便益 (benefits of public welfare) の受給から除外してはならない』と判示していた⁽⁷⁾。

したがって、州当局の本件施策は、「公的便益 (public benefit) の受給につき、対象者を、宗教的性格 (religious character) を理由に不適格とし、差別する (discriminate) ものである」以上、「最も厳格な審査を発動させる」⁽⁸⁾。

この点、州当局によると、本件施策は、本件教会に対し、「宗教的行為」を「禁止する」ものではなく、「補助金」を「支給しない」ものに過ぎないというが、McDaniel 判決で判示されたように、「『便益の受給につき、対象者に、宗教的地位を棄てることを条件とする (condition) ことは、事実上、[宗教の] 自由な実践を処罰する (penalize) ものである』」⁽⁹⁾。

さらに、州当局は、本件を Locke 判決の事例と同視すべきとも主張するが、ワシントン州の施策は、「聖職者養成のために税金を使用しない、という州憲法上の国教樹立禁止の利益 (antiestablishment interest) に見合うものであった」し、しかも、「『学生に、自己の信仰か、政府の給付金か、を二者択一する (choose between their religious beliefs and receiving a government benefit) よう強いる』」ものではなく、「[聖職者養成を目的とした] 神学の学位を取得するために奨学金を利用する (use) こと」を禁じるものに過ぎなかったのに対し、「本件教会は、教会であり続けるか、政府の給付金を受けるか、という二者択一 (choice between being a church and receiving a government benefit) を実際に強いられている」⁽¹⁰⁾。

かくして、州当局の本件施策は、「最も厳格な審査」により、「最高度の政府利益」を有しなければならないが、州当局の利益は、そのような「やむにやまれぬもの (compelling) とは認められない」、なぜなら、1981年の *Widmar v. Vincent*⁽¹¹⁾ で指摘されたように、「『国教樹立禁止条項よりも厳格な国家と教会

含む) に通学する子供の通学バス運賃を親に払い戻す学校区プログラムが、国教樹立禁止条項に違反しないとされた事例)。

(7) *Trinity*, 137 S. Ct. at 2019-20 (quoting *McDaniel*, 435 U.S. at 628 (plurality opinion); *Everson*, 330 U.S. at 16).

(8) *Id.* at 2021.

(9) *Id.* at 2022 (quoting *McDaniel*, 435 U.S. at 626 (plurality opinion)).

(10) *Id.* at 2022-24 (citing *Locke*, 540 U.S. at 720-22, 724-25; quoting *id.* at 720-21).

(11) 454 U.S. 263 (1981) (州立大学が、学生クラブ一般に大学施設の利用を許

の分離を達成しようとする……州の利益は、宗教の自由な実践条項によって限界づけられる』からである⁽¹²⁾。

5 判例研究

(1) 本判決の論理

そもそも、①「信仰者」ないし「宗教的行為」に対する「意図的な差別 (intentional discrimination)」は、宗教の自由な実践条項の下で、「やむにやまれぬ政府利益 (compelling governmental interest)」テストにより、“およそ”違憲とされる⁽¹³⁾、また、②「恩恵的利益 (privilege)」の受給に「条件」を付けることでも、「違憲的条件 (unconstitutional conditions)」の法理により、「憲法上の権利」に対する“侵害”とみなされる場合がある⁽¹⁴⁾、ということは、すでに確立した判例法理であって、Trinity 判決は、これを「端的に」適用した⁽¹⁵⁾。

しかしながら、Sotomayor 裁判官の反対意見 (Ginsburg 裁判官が同調) が反論するように、先例に照らして、以下のような難点がある。

(2) 本判決の難点

a) 国教樹立禁止条項との関係

Everson 判決は、“宗教の自由な実践条項”の観点から、「[政府] は、個人を、……信仰または不信仰を理由にして、公的福祉の便益の受給から除外して

可しつつも、宗教クラブによる宗教的集会につき礼拝を伴ったものとして不許可としたところ、「[国教樹立禁止条項という] 連邦憲法上の義務に従う [州] の利益は、やむにやまれぬものとなる」が、表現活動のために「広く開かれたフォーラム (forum generally open)」では、そのような宗教活動を許可しても、およそ国教樹立禁止条項に違反することはなく、却って、その不許可は、「表現内容に基づく差別 (content-based discrimination)」となり、州憲法上の国教樹立禁止条項も、それを正当化しうる「やむにやまれぬ」利益とはならないとして、合衆国憲法修正第 1 条にいう表現の自由条項 (Free Speech Clause) に違反するとされた事例)。

(12) *Trinity*, 137 S. Ct. at 2024 (quoting *Widmar*, 454 U.S. at 276).

(13) See EUGENE VOLOKH, *THE FIRST AMENDMENT AND RELATED STATUTES* 729-31 (6th ed. 2016).

(14) See ERWIN CHEMERINSKY, *CONSTITUTIONAL LAW: PRINCIPLES AND POLICIES* 581-83, 1028-33 (5th ed. 2015).

(15) See Douglas Laycock, *Churches, Playgrounds, Government Dollars — And Schools?*, 131 HARV. L. REV. 133, 142 (2017).

はならない」と判示した—— Trinity 判決も引用するように——が、同時に、「国教樹立禁止条項」の観点から、「いかなる税金も、その額の大小にかかわらず、宗教活動ないし宗教機関 (religious activities or institutions) を支援するために課されてはならない」とも判示していた⁽¹⁶⁾。

以来 (Trinity 判決に至るまで)、合衆国最高裁は、この「援助禁止 (no aid)」原理により、宗教機関に対する一般的な財政援助——宗教機関を世俗機関と平等に援助する——につき、概して、「直接的な援助 (direct aid)」——政府から直接的に宗教機関に提供される——と、「間接的な援助 (indirect aid)」——受益者たる個人を介して間接的に宗教機関に提供される——とに二分しつつ、「間接的な援助」の場合とはかく、「直接的な援助」の場合、少なくとも、「宗教活動」への「実際的な流用 (actual diversion)」を防止しない限り、国教樹立禁止条項に違反する——いわゆるレモン・テストにいう「宗教を促進する主要な効果 (effect)」の禁止の要件をパスしない——⁽¹⁷⁾、との判例法理を維持してきた⁽¹⁸⁾。

それゆえ、Sotomayor 裁判官は、本件を、宗教機関に対する「直接的な援助」の事例とした上で、本件教会は、自認するように、「幼児教育施設を通じて、子供たちにキリスト教の世界観を教えている」のであって、「その宗教的使命により、運動場を含む幼児教育施設を使用している」が、「運動場の地面」を、「宗教活動に利用されないよう」、「担保していない」し、また、「本件教会の壁や窓やステンドグラスを囲う木材、祭壇を組む釘など」と同じく、「担保

(16) *Everson*, 330 U.S. at 16.

(17) *See Mitchell v. Helms*, 530 U.S. 793 (2000) (私立学校 (宗教系の初等・中等学校を含む) に、公立学校で使用されるのと同様の教材・教育機器を貸与する郡プログラムを、国教樹立禁止条項に違反しないものとするにあたり、Thomas 裁判官の相対多数意見 (Rehnquist 首席裁判官, Scalia, Kennedy の各裁判官が同調) は、「直接的な援助」であれ「間接的な援助」であれ、その「内容 (content)」それ自体が「世俗的なもの」である限り、国教樹立禁止条項に違反しない、と主張したが、(実質的な) 多数派裁判官ら——O'Connor 裁判官の結論同意意見 (Breyer 裁判官が同調)、および、Souter 裁判官の反対意見 (Stevens, Ginsburg の各裁判官が同調) ——は、「直接的な援助」の場合、宗教活動への「実際的な流用」があれば、国教樹立禁止条項に違反する、と主張した。

(18) *See DANIEL O. CONKLE, RELIGION, LAW, AND THE CONSTITUTION* 216–26, 228–32 (2016); *THOMAS C. BERG, THE STATE AND RELIGION IN A NUTSHELL* 232–34, 242–68 (3d ed. 2016).

できるはずもない」以上、そもそも「国教樹立禁止条項は、ミズーリ州が本件教会の当該補助金の申請に応じることを許してはいない」と批判している⁽¹⁹⁾。

b) Locke 判決との関係

Locke 判決は、「宗教条項 (Religion Clauses) の間には、遊びの余地 (room for play in the joints) がある」、すなわち、「国教樹立禁止条項により許容される (permitted) も、宗教の自由な実践条項により要求されない (not required) 政府行為がある」と指摘した上で、当該奨学金プログラムにつき、宗教機関に対する「間接的な援助」である以上、聖職者養成を目的とした神学を専攻する学生を当該奨学金の対象としても、国教樹立禁止条項に違反しない、と確言しつつ、とはいえ、かかる学生を当該奨学金の対象から除外しようとも、宗教の自由な実践条項に違反しない、と結論づけたが、そうするにあたって、(宗教系の大学に通学する学生をも対象とする) 当該奨学金プログラムは、「学生に、自己の信仰か、政府の給付金か、を二者択一するよう強いる」ものではない—— Trinity 判決も引用するように——以上、学生の宗教の実践に「軽微な負担 (minor burden)」しか課していない、と判示していた⁽²⁰⁾。

他方で、Locke 判決は、「アメリカ建国期」, 「聖職者支援のための税金の徴収」は、「国教樹立の一つの特徴」とされ、実際、「大半の州」が「州憲法」の中に「聖職者支援のために税金を使用することを禁止する規定」を設けたところ、そのような「州憲法上の国教樹立禁止の利益」—— Trinity 判決も引用するように——は、「歴史的かつ実質的なもの (historic and substantial)」であるし、また、どだい「宗教職の養成」は、「本質的に宗教的な営為 (essentially religious endeavor)」であって、「世俗職の養成」とは「異質のもの (of a different ilk)」である以上、当該奨学金プログラム、および、その依拠するワシントン州憲法第 1 条 11 節 (「いかなる公金ないし公の財産も、宗教上の礼拝、活動、教育 (religious worship, exercise or instruction) のために、もしくは、宗教機関 (religious establishment) の支援のために、これを支出し、または、その利用に供してはならない」) は、「宗教に対する敵意 (animus)」を呈するものでもない、と判示していた⁽²¹⁾。

この点、Trinity 判決は、Locke 判決を、「聖職者養成」(聖職者支援) のための公金の「利用」の禁止の事例として、「区別し (distinguish)」た⁽²²⁾。

(19) *Trinity*, 137 S. Ct. at 2027-31 (Sotomayor, J., dissenting).

(20) *Locke*, 540 U.S. at 718-21, 724-25.

(21) *Id.* at 721-25.

しかし、Sotomayor 裁判官が主張するところ、もとより「礼拝施設 (house of worship)」は、「宗教の実践を育成し促進するためのものである」し、実際、かつて存在した「州の国教制」は、「礼拝施設と聖職者」を資金援助していた以上、「礼拝施設」の資金援助についても、「聖職者」と「同じことが言える」し、ゆえに、「現在」でも、ワシントン州を含む「38の州」が「ミズーリ州憲法第1条7節に相当する憲法上の規定」を保持しているわけであり、結局、それは、「宗教を資金援助するかを自ら決定する……納税者の権利」にかかわる⁽²³⁾。

その上、Sotomayor 裁判官も指摘するように、州憲法に基づき当該補助金の対象から除外されていたのは、その実施要項によると、およそ「宗教系 (religiously affiliated)」組織ではなく、そのうち、「教会により所有または統制されている (owned or controlled by a church)」組織のみであった (つまりは、「その使命と活動が世俗的性質を有し、……当該補助金が世俗的用途で利用される」宗教系の教育機関は、当該補助金の対象とされていた) ——してみると、当該補助金の対象からの本件教会の除外も、Locke 判決の事例と同じく、「宗教活動」のための政府援助の「利用」を禁じるものであった、と認められる——ことからして、州当局の本件施策は、「宗教を劣遇する (disfavor)」ものでもなかった (そして、その限りで、政府は、「聖職者」や「礼拝施設」を、『宗教活動』の代名詞) とし、そのような「宗教的主体の『地位』に基づいて行動することが許される」ことになる)⁽²⁴⁾。

したがって、Sotomayor 裁判官は、本件教会を当該補助金の対象とすることを、国教樹立禁止条項に違反しないものと「仮定」しても、当該補助金の対象からの本件教会の除外を、宗教の自由な実践条項に違反するものと結論づけることは、「誤っている」と批判している⁽²⁵⁾。

(22) See Laycock, *supra* note 15, at 158-60.

(23) *Trinity*, 137 S. Ct. at 2029, 2032-38 (Sotomayor, J., dissenting).

(24) *Id.* at 2036, 2038-40.

(25) *Id.* at 2031.

なお、Breyer 裁判官の結論同意意見は、「Everson 判決は、『警察や消防のような一般的な行政サービス (general government services)』から、『教会附属学校を除外すること』は、『明らかに、[宗教条項] の趣旨ではない』と判示した」以上、本件のように、「子供の健康と安全 (health and safety) を確保し増進するための一般的なプログラムから、本件教会を除外する」ことも、宗教の自由な実践条項に違反する、という。*Id.* at 2026-27 (Breyer, J.,

(3) 本判決の射程

ところで、合衆国最高裁は、2002年の *Zelman v. Simmons-Harris*⁽²⁶⁾ で、いわゆるスクール・バウチャー制——公立学校ないし私立学校（宗教系の初等・中等学校を含む）に通学する子供の親に授業料を補助する州プログラム——を、宗教機関に対する“間接的な援助”として、国教樹立禁止条項に違反しないものとした——かつてないほどの公金が（世俗教育と共に宗教教育を施す）宗教系の初等・中等学校に流入する結果となるにもかかわらず⁽²⁷⁾——ところ、これに伴って、州（または連邦政府）が、州憲法（または連邦憲法）上の国教樹立禁止条項に基づき——自発的に——、一般的な財政援助から“宗教活動ないし宗教機関”を除外した場合、宗教の自由な実践条項に違反するか、が焦点となってきた⁽²⁸⁾。

この点、Trinity 判決は、法廷意見として、Locke 判決を維持した上で、さらに、相対多数意見——この判示部分につき、Thomas および Gorsuch の両裁判官が同調しなかったため——として、本件を、「運動場の舗装」の補助金に関して、「宗教的個性に基づく明白な差別（express discrimination based on religious identity）」が認められた事例とし、本件では、「政府資金の宗教的利用（religious uses of funding）については扱っていない」と付言することで⁽²⁹⁾——結局のところ（運動場が“宗教活動”に利用されることはない、との措置により）、宗教機関に対する「直接的な援助」の場合の“宗教活動”への「実質的な流用」の禁止の先例法理を維持して⁽³⁰⁾——、Trinity 判決の射程を限定した⁽³¹⁾。

concurring in the judgment) (quoting *Everson*, 330 U.S. at 17-18).

だが、そもそも *Everson* 判決は、“教会附属学校”への通学バス運賃を親に払い戻すことにつき、“警察や消防のような一般的な行政サービス”を引き合いに出して、国教樹立禁止条項により許容される、と結論づけたものの、宗教の自由な実践条項により要求される、とまでは判示していない。See *Lutkemeyer v. Kaufmann*, 364 F. Supp. 376 (W.D. Mo. 1973), *aff'd*, 419 U.S. 888 (1974) (mem.).

(26) 536 U.S. 639 (2002).

(27) See *id.* at 686-717 (Souter, J., joined by Stevens, Ginsburg, and Breyer, JJ., dissenting).

(28) See CONKLE, *supra* note 18, at 226-28; BERG, *supra* note 18, at 268-77.

(29) *Trinity*, 137 S. Ct. at 2024 n.3 (plurality opinion).

(30) Cf. *supra* text accompanying notes 17-18.

かくして、一般的な財政援助—— Trinity 判決のように、「一般的に利用可能な便益」と称しようが——からの“宗教活動ないし宗教機関”の除外は、受益主体の“宗教的地位”に基づく“差別”というよりも、政府援助の“宗教的利用”に関する“禁止”と認められる限り、いまだ、宗教の自由な実践条項の下で許容される（それどころか、宗教機関に対する“直接的な援助”の場合、国教樹立禁止条項の下で要求される）ことになろう⁽³²⁾。

なお、州憲法上の国教樹立禁止条項の“一部”は、いわゆる Blaine Amendment（当時の多数派プロテスタントによる反カトリック・移民排斥運動を背景として、とりわけ、州による“カトリック系の初等・中等学校”の財政援助を禁止すべく、1875年に連邦下院議員 James G. Blaine により提案された連邦憲法修正案）との関係（かかる修正案は不成立に終わったが、その前後に、「29の州」が同様の規定を州憲法に採用した）が指摘され⁽³³⁾、そのような「不当な動機 (bad motive)」のゆえに、宗教の自由な実践条項に違反する、とも批判されてきた⁽³⁴⁾。

この問題につき、Locke 判決は、ワシントン州憲法第9条4節（「公金により全体が維持または一部が支援されている学校 (school) は、宗派の統制ないし影響 (sectarian control or influence) を受けてはならない」）はともかく、第1条11節には Blaine Amendment との「確かな関連」が認められない、と判示したが⁽³⁵⁾、Trinity 判決も、原告側の主張があったにもかかわらず、おそ

(31) See Ira C. Lupu & Robert W. Tuttle, *Trinity Lutheran Church v. Comer: Paradigm Lost?*, 1 ACS SUP. CT. REV. 131, 145-46 (2017).

これに対して、Thomas 裁判官の一部同意意見 (Gorsuch 裁判官が同調) は、宗教の自由な実践条項を、「一般的に」、「文面上 (facially) 宗教を差別する法律を禁止する」ものとし、Gorsuch 裁判官の一部同意意見 (Thomas 裁判官が同調) は、「宗教的地位と宗教的利用の線引き (the status-use distinction)」には「疑問がある」とし、両者とも、本来的には Locke 判決を覆すべきことを仄めかしている。Trinity, 137 S. Ct. at 2025 (Thomas, J., concurring in part); *id.* at 2025-26 (Gorsuch, J., concurring in part).

(32) See Lupu & Tuttle, *supra* note 31, at 150-60.

(33) See MICHAEL W. MCCONNELL ET AL., RELIGION AND THE CONSTITUTION 67, 318-28 (4th ed. 2016).

(34) See Douglas Laycock, *Theology Scholarships, the Pledge of Allegiance, and Religious Liberty: Avoiding the Extremes but Missing the Liberty*, 118 HARV. L. REV. 155, 187-91 (2004).

(35) *Locke*, 540 U.S. at 723 n.7.

らく同様の見方から——ミズーリ州憲法が、第1条7節とは別に、第9条8節で、「宗派により統制されている学校 (...school...controlled by...sectarian denomination) の支援のために、いかなる公金も支出してはならない」と規定するところ——，取り上げなかった⁽³⁶⁾。

(神尾将紀)

(36) See Thomas Berg, *More on Trinity Lutheran: Responses to Rick and Marc*, MIRROR OF JUST. (June 26, 2017), <https://perma.cc/N57D-8EW8>; cf. *Mitchell*, 530 U.S. at 828 (plurality opinion) (「[Blaine Amendment にいう] “sectarian” とは, “Catholic” の隠語であった」).